プレ企画謝金等支払基準

1. 謝金支払基準

1)構成員

× 1127778-3				
時間	支払額(源泉所得税込)			
h4 [目]	講演·講義	シンポジウム等	グループリーダー	
60 分	非構成員の区分による支 払額とする。	8,000円	2,000 円	
90 分		12,000円	3,000 円	

(備考)1.「シンポジウム等」とは、シンポジウム(シンポジスト、コーディネーター)、パネルディスカッション (パネラー、コーディネーター)をいう。

2. 「グループリーダー」とは、ワークショップにおけるグループワークの進行役をいう。

2)非構成員

<u> </u>		十十 歩(00 /) // +	1、海白毛須袋37~
区分		支払額(60 分当たり、源泉所得税込)	
		講演·講義	シンポジウム等
А	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、 著名民間専門家、著名ジャーナリスト、弁護士 等、公認会計士	25,000 円	15,000円
В	大学准教授、短大·高専教授、高校校長、官公 庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門 研究者	22,500 円	12,500 円
С	大学講師、短大·高専准教授、高校教頭、官公 庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般 技術者	20,000 円	10,000円
D	大学助教·助手、短大講師·助手、高専講師·助手、高校教諭、官公庁係長級、民間企業監督者層、民間一般技能者	17,500 円	7,500 円

(備考)1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。

- 2. 「シンポジウム等」とは、シンポジウム(シンポジスト、コーディネーター)、パネルディスカッション(パネラー、コーディネーター)をいう。
- 3. 退職等により現職による適用区分が明らかでない場合、退職する際の職位とする。
- 4. 支払額の算定に当たっては、60 分当たりの支払額を分割して適用する。その際、100 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

2. 交通費等支払基準

1)構成員

原則として、交通費・宿泊費は支給しない

2)非構成員

	○最も迅速な順路において低廉な鉄道運賃、航空運賃、バス代、船賃の往復料金		
	│ とする。 │ ○鉄道運賃は、普通料金に特別料金(座席指定料金、急行料金、特急料金等)を		
交通費	加えた額とする。		
	○やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算す		
	ることができる。 ○詳細は交通費等の支給に関する細則の規定に準拠する。		
宿泊費	│ ○実費をもって精算する。ただし、その額は1泊 10,000 円を上限とする。		
旧冶箕	○詳細は交通費等の支給に関する細則の規定に準拠する。		